

令和8年

第8回教育委員会会議

議案第31号

秋田県教育委員会

議案第 3 1 号

秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

秋田県いじめ防止対策推進条例（平成 2 8 年秋田県条例第 5 4 号）第 2 4 条第 2 項の規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏 名	分 野	任 期
1	齋藤 和樹	心 理	令和 8 年 4 月 23 日～令和 10 年 3 月 31 日

令和 8 年 4 月 2 3 日 提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県いじめ問題対策審議会の委員の任期が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって満了したため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県いじめ問題対策審議会委員名簿

任期①：令和6年10月10日～令和8年10月9日

任期②：令和8年4月1日～令和10年3月31日

任期③：令和8年4月23日～令和10年3月31日

以下、個人情報のため表示しません。

協議会等委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。